第4回 総合教育会議 参考資料

【地域ぐるみ、社会総がかりで取り組む教育力の向上】

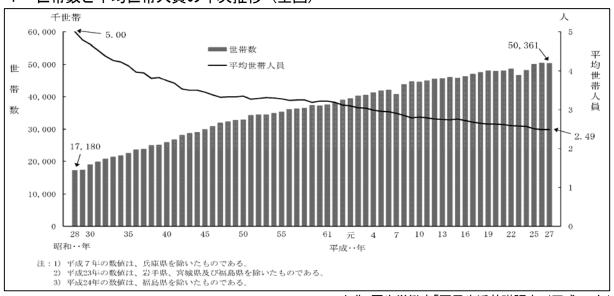
1 家庭教育支援

	(1)	論点に関する基礎資料	1
	(2)	県の取組事例	9
2	子	子供の貧困、いじめへの対応	
	(1)	論点に関する基礎資料	15
	(2)	県の取組事例	23
3	仕	d典一覧	26

1 家庭教育支援

(1) 論点に関する基礎資料

1 世帯数と平均世帯人員の年次推移(全国)



出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成27年)

2 家族類型別の世帯数と平均世帯人員の年次推移(県内)

	項目	H7	H12	H17	H22	H27
	世帯数	43,899,923	46,782,383	49,062,530	51,842,307	53,331,797
	1世帯当たり人員	2.82	2.67	2.55	2.42	2.33
	核家族世帯	25,702,598	27,272,891	28,327,091	29,206,899	29,754,438
	(次多)庆臣·市	(58.5%)	(58.3%)	(57.7%)	(56.3%)	(55.8%)
全国	ひとり親世帯	924,105	1,060,053	1,267,712	1,285,891	1,244,208
国	いこり就造市	(2.1%)	(2.3%)	(2.6%)	(2.5%)	(2.3%)
	3世代世帯	5,241,078	4,715,940	4,239,450	3,657,711	3,023,024
		(11.9%)	(10.1%)	(8.6%)	(7.1%)	(5.7%)
	単独世帯	11,239,389	12,911,318	14,457,083	16,784,507	18,417,922
		(25.6%)	(27.6%)	(29.5%)	(32.4%)	(34.5%)
	世帯数	1,202,533	1,278,668	1,346,952	1,397,173	1,427,449
	1世帯当たり人員	3.07	2.91	2.77	2.65	2.54
	核家族世帯	677,941	725,389	763,495	788,276	811,253
		(56.4%)	(56.7%)	(56.7%)	(56.4%)	(56.8%)
静岡県	 ひとり親世帯	25,678	29,532	35,841	37,921	37,130
県	いとり就正市	(2.1%)	(2.3%)	(2.7%)	(2.7%)	(2.6%)
	3世代世帯	214,927	200,629	184,013	164,065	137,955
	3 臣16臣帝	(17.9%)	(15.7%)	(13.7%)	(11.7%)	(9.7%)
	単独世帯	256,129	292,923	332,018	373,881	407,224
	半 独世帝	(21.3%)	(22.9%)	(24.6%)	(26.8%)	(28.5%)

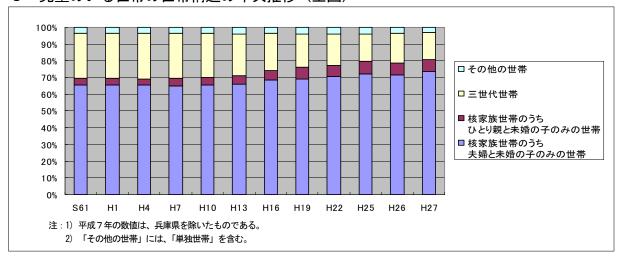
注:1) 括弧内は、世帯数に対する割合

出典:総務省「国勢調査」

²⁾ 世帯数は、施設等の世帯(寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者等)を除く、一般世帯の数

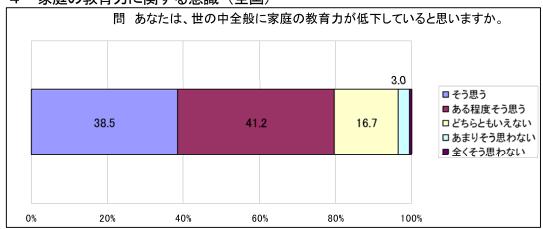
³⁾ ひとり親世帯は、「母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)」、「父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)」の合計

3 児童のいる世帯の世帯構造の年次推移(全国)



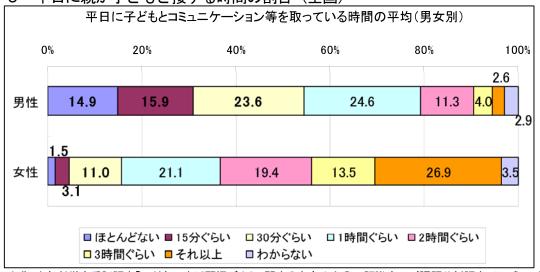
出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成27年)

4 家庭の教育力に関する意識(全国)



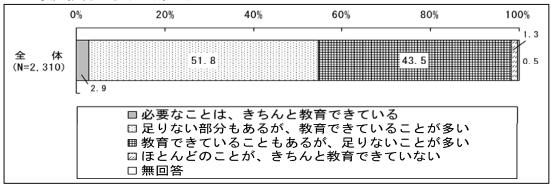
出典: 文部科学省委託調査「家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究」(平成20年)

5 平日に親が子どもと接する時間の割合(全国)



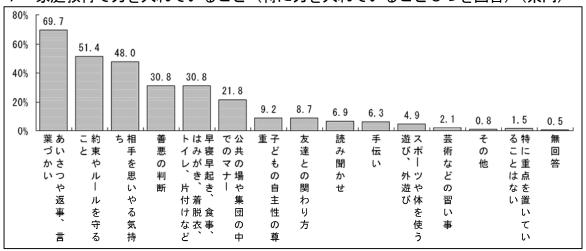
出典:文部科学省委託調査「子どもの生活習慣づくりに関する家庭や企業の認識度及び課題分析調査」(平成22年)

6 家庭教育の状況 (県内)



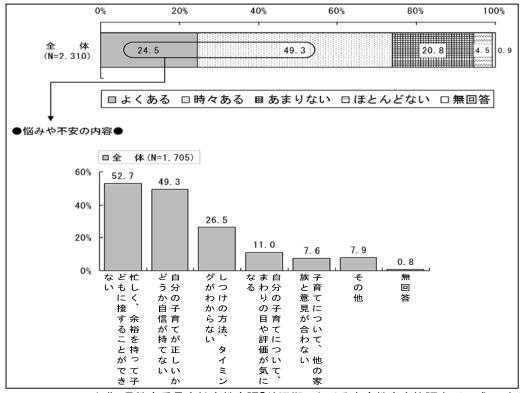
出典: 県教育委員会社会教育課「幼児期における家庭教育実態調査」(平成 24 年)

7 家庭教育で力を入れていること(特に力を入れていること3つを回答)(県内)



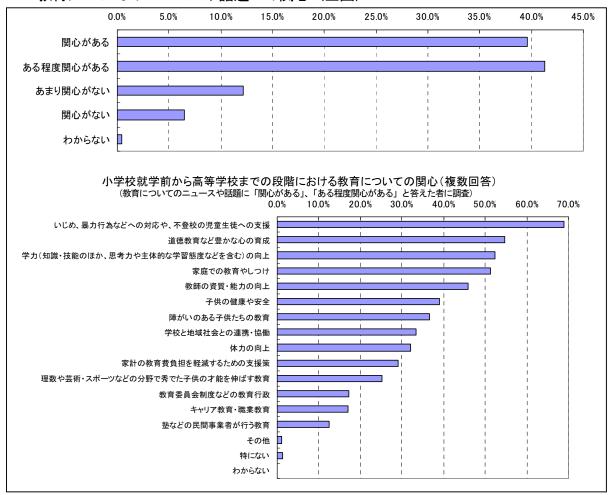
出典: 県教育委員会社会教育課「幼児期における家庭教育実態調査」(平成24年)

8 子育てについて悩みや不安があるか(県内)



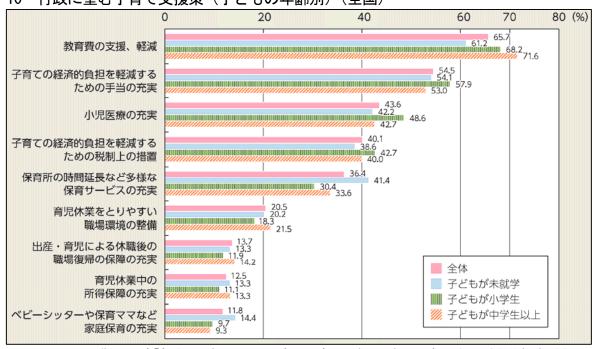
出典: 県教育委員会社会教育課「幼児期における家庭教育実態調査」(平成24年)

9 教育についてのニュースや話題への関心(全国)



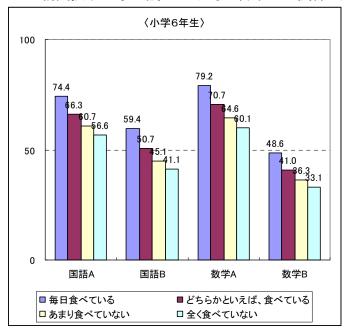
出典:内閣府「教育・生涯学習に関する世論調査」(平成27年)

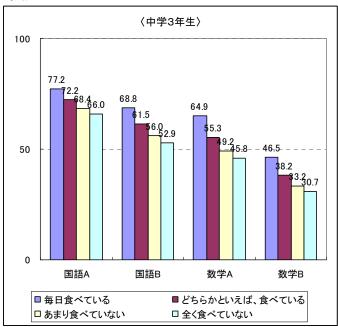
10 行政に望む子育て支援策(子どもの年齢別)(全国)



出典: 内閣府「都市と地方における子育て環境に関する調査」(平成 23 年)(厚生労働白書平成27年版より)

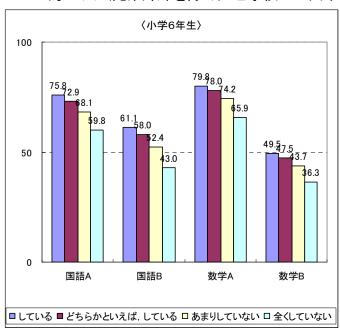
11 朝食摂取と学力調査の平均正答率との関係(全国)

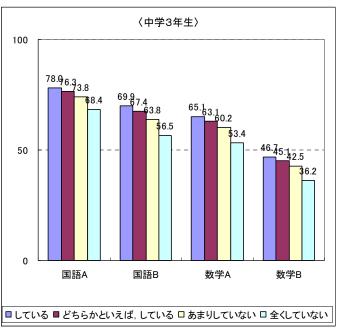




出典: 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成 28 年度)

12 家庭でのコミュニケーションと学力調査の平均正答率との関係(全国) (家の人(兄弟姉妹を除く)と学校での出来事について話をしている)





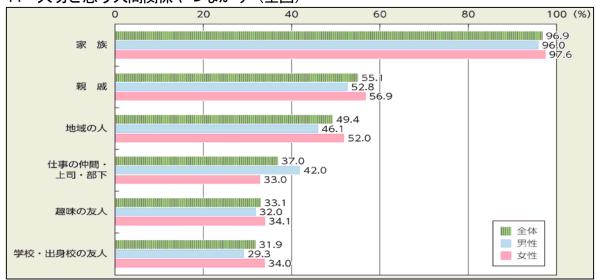
出典:文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成28年度)

13 生活習慣と体力合計点との関連(全国)



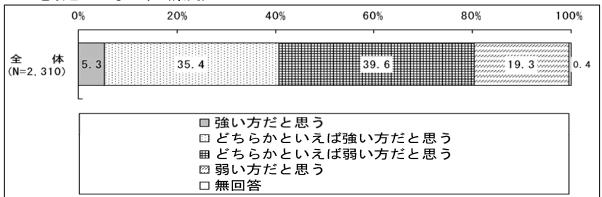
出典:文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成27年度)

14 大切と思う人間関係やつながり(全国)



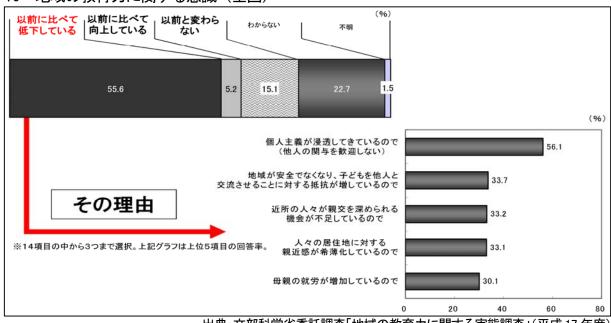
出典: 内閣府「家族と地域における子育てに関する意識調査」(平成 26 年) (厚生労働自書平成27年版より)

15 地域とのつながり(県内)



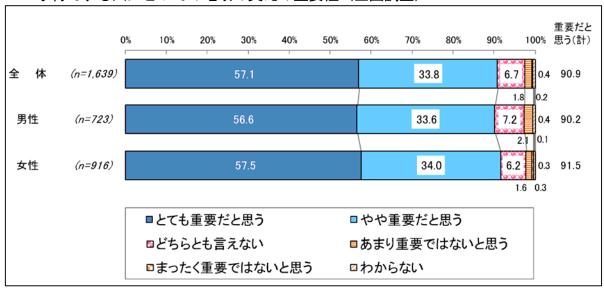
出典: 県教育委員会社会教育課「幼児期における家庭教育実態調査」(平成24年)

16 地域の教育力に関する意識(全国)



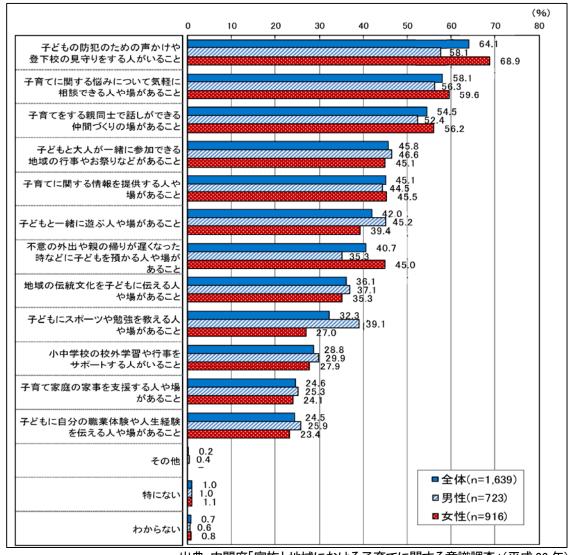
出典:文部科学省委託調査「地域の教育力に関する実態調査」(平成 17 年度)

17 子育でする人にとっての地域の支えの重要性(全国調査)



出典:内閣府「家族と地域における子育でに関する意識調査」(平成26年)

18 地域で子育てを支えるために重要なこと(複数回答)(全国調査)



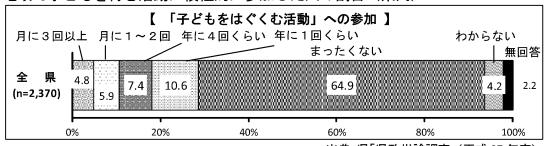
出典:内閣府「家族と地域における子育でに関する意識調査」(平成26年)

19 保護者向けの家庭教育講座や家庭教育についての相談等の家庭教育支援活動を実施している学校の割合(小中学校、特別支援学校のみ回答)(県内)

項目	H25	H26	H27
保護者向けの家庭教育講座 や家庭教育についての相談 等の家庭教育支援活動を実 施している学校の割合	小 82.9% 中 64.2% 特 68.6%	小 90.0% 中 83.7% 特 77.1%	小 91.3% 中 86.6% 特 75.7%

出典: 県教育委員会教育政策課「学校対象調査」

20 地域で子どもを育む活動に積極的に参加した人の割合(県内)



出典:県「県政世論調査」(平成27年度)

21 学校評議員制度の設置状況(小・中学校のみ回答)(県内)

項目	H25	H26	H27	
学校評議員制度の設置状況	小 100%	小 99.4%	小 99.4%	
	中 98.3%	中 97.7%	中 98.3%	

※学校評議員制度・・・保護者や地域住民を学校評議員に委嘱し、校長が学校運営に関し意見を聞く制度 出典: 県教育委員会教育政策課「学校対象調査」

22 学校関係者評価の実施状況(県内)

項目	H25	H26	H27
学校関係者評価の実施状況	小 94.1%	小 96.0%	小 97.2%
	中 94.8%	中 95.3%	中 98.8%
	高 99.1%	高 100%	高 100%
	特 100%	特 100%	特 100%

※学校関係者評価・・・保護者や地域住民等の学校関係者により構成された評価委員会等が、学校が実施した学校運営 に関する自己評価の結果について評価 出典: 県教育委員会教育政策課「学校対象調査」

23 コミュニティ・スクールの指定校数(各年4月1日現在)(県内)

	H25	H26	H27	H28
幼稚園等	0	0	0	6
小学校	2	12	28	41
中学校	2	6	12	16
高等学校	0	1	1	1
計	4	19	41	64

※コミュニティ・スクール・・・保護者や地域住民等を委員とする学校運営協議会を置く学校。学校運営協議会は、校 長が作成する学校運営の基本方針を承認するほか、学校運営について教育委員会又は校長に、教職員の任用に関し て教育委員会に意見を述べることができる。

1 家庭教育支援

(2) 県の取組事例

1 教育委員会の取組事例

	項目	内容
1	「家庭の日」の普及 啓発	・家庭の役割を考え、家族のコミュニケーションを深めるため、家庭教育強調月間の推進、民間企業と連携した啓発活動等により、各家庭の実情に応じた、家族で触れ合う「家庭の日」の普及を図る。
2	官民連携家庭教育支援事業	 ・企業を訪問し、家族のコミュニケーションを深める日である「家庭の日」の設定を企業に促したり、企業内で家庭教育講座を実施したりすることで、家庭教育支援の気運を醸成する。 ・「家庭の日」を中心としたワークライフバランスに取り組む企業を応援するために、県家庭教育担当者や家庭教育支援の専門家が企業を訪問し、企業内の家庭教育講座等を実施する。 ・「ふじのくに家庭教育応援企業宣言」を行い、家庭の日を設定したり、家族のコミュニケーションを深める取組をしたりしている企業を県ホームページで紹介する。 ・働く親が安心して家庭教育を行えるよう、家庭における教育を奨励するとともに、親としての学びの機会を設けるなど家庭教育支援を積極的に進める「ふじのくに家庭教育支援推進企業」に、県教育委員会教育長から感謝状を贈呈する。
3	家庭教育支援員の養成と親が交流して家庭教育を学ぶ活動の 普及啓発	・すべての親が安心して家庭教育ができるよう、身近な地域においてリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、子育でについての親同士の学び合いや仲間作りの場となる交流型の家庭教育講座等の開催を、市町教育委員会に働き掛ける。 ・また、各市町に家庭教育支援チームを組織し、地域の特性に応じた「親を支える仕組み」の構築に取り組む。 27 年度 28 年度 29 年度 30 年度 31 年度 家庭教育支援員の養成 スキルアップ講習 117 人 134 人 100 人 計画 家庭教育支援チーム設置・未設置市町への働き掛け まデルチーム チーム設置 チーム設置 チーム設置 カーム設置 カーム

4	家庭教育ワークシー トの活用促進	・親同士が交流する場で、相互のつながりや学びを支援する ため、家庭教育支援員による家庭教育ワークシートを活用 した講座の実施を促進するとともに、ワークシートを活用 した講座の拡大を市町教育委員会へ働き掛ける。
5	朝食摂取状況調査の 実施	・「食育・食に関する指導」の進捗状況を確認することを目的 として朝食摂取状況調査を実施する。特に栄養バランスの よい朝食摂取を重点として、子どもたちの望ましい食習慣 の形成を推進する。
6	幼稚園、小学校等の 教職員の合同研修の 実施	・幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の合同研修を実施し、課題の共有や改善策の協議を通して、教育及び保育の一層の充実を図る。・幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、連携の在り方についての講義や事例を聞いたり、連携を図る上での課題や文部科学省からの情報を共有したりする研修を実施し、連携を推進する。
7	幼児教育を支援する 研修拠点の設置、充 実	 ・幼児教育推進室を設置し、幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の連携を推進する幼児教育センターとして、市町や園、所等の支援を行う。 ・就学前教育推進協議会において作成した「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針」の啓発を行うとともに、小学校への接続カリキュラムの作成に着手する。 ・研究、研修等を行い、幼児期の教育と小学校教育との連携を推進する。
8	学校運営協議会の導 入に向けた取組への 支援拡充	・保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校、家庭、地域 社会、教育委員会が一体となって、地域とともにある学校 づくりを進めるため、市町教育委員会等の指導主事や地域 住民、保護者等を対象としたフォーラムの開催、運営体制 づくりへの指導、助言により、各市町教育委員会の課題に 応じた学校運営協議会の導入に向けた取組を支援する。
9	学校運営協議会導入 後の取組への支援	・CSディレクターの配置に係る経費負担、学校運営協議会委員、教職員、地域住民等を対象とした研修会の開催により、学校運営協議会導入後の運営体制づくりを支援する。
10	しずおか型コミュニ ティ・スクール推進 協議会の開催	・推進協議会を開催し、導入地域における実践報告や先進地域の視察等、調査、研究を進める。
11	地域における通学合 宿の推進	・子どもが生活体験を通して、責任感、協調性、規範意識、 忍耐力等を育むため、自治会、子ども会、老人会、PTA、 自主防災会等の地域の教育力を結集して、異年齢集団によ る宿泊を伴った共同生活を行う「地域における通学合宿推 進事業」を実施する。また、新たに防災体験等を行う短期 通学合宿を事業に取り入れ、地域で子どもを育む体制づく りを促進する。

12	学校支援地域本部設 置の推進	学校と地域 置し、地域 指導等を行 ともに、「コ 庭、地域に対 で で で くりに努 【学校支援地域 県補助事業 市町単独実施 政令市	ボランティアに う「学校支援地 ュミュニティ・ス 一体となって地 める。 本部の実施状況 実施市町数 18 市町 1町(吉田町) 1市(静岡市)	下う地域コーデ よる授業補助 は域本部」の設 はなるみで子 はばぐるみで子 記】 ※H27年 本部数 88本部 1本部 12本部	イネーターを配 や登下校の安全 置を促進すると 携し、学校、家 どもを育む体制 度実績 対象学校数 192 校 4 校 129 校
		合計	20 市町	101 本部	325 校
13	放課後子ども教室の設置の推進	せるため、学 小学校等を会 動、地域住民 とにより、地	校支援地域本部場として、スポ	羽と連携し、放 パーツ、文化活 学習活動等の 可上を図る。	づくりを充実さ 課後や週末等に 動などの体験活 機会を設けるこ 度実績 対象学校数 125 校 1 校 1 校 21 校 3 校 151 校
14	地域の家庭教育支援 の充実	援員を養成し で、交流型の	等心して家庭教 、地域に家庭教 家庭教育講座や たじた家庭教育	数育支援チーム や相談対応、子	育てサロン等、

2 知事部局の取組事例

	項目	内容					
1	人づくり地域懇談会の開催	・教育、地域 に推薦して として委嘱 推進員」を ・学校づくり して、子育て 【人づくり地 種 別	もらい、打 し、現在、 配置してい で開催され 推進員」 で やしつけ	推薦のあっ 県内全市 いる。 いる「人つ が園児、リー 等に関す の開催回数	った方を 片町に計 がくり地域 見童の保記 る助言や 数、参加者 開催回数	「人づくり 101 人の え懇談会」 養者や地域 啓発を行 皆数】	り推進員」 「人づくり において、 或住民に対 っている。
		小学校	H23	H24 135	H25 139	H26 72	H27 62
		幼稚園	58	48	37	62	68
		保育所	5	4	3	3	4
		地域団体等	98	95	109	161	159
		合 計	264	282	288	298	293
		参加者数	18, 368	15, 930	16, 525	19, 121	19, 592
2	ふじさんっこ応援隊 普及・促進事業	・ふじさんっこ応援隊(子どもと子育てを応援する団体、企業、行政や個人等)の活動を周知することにより、子育てに関する情報取得や子育て支援活動への参加等を促進し、親としての学びを支援する。					
3	食育の推進	・高等学校、大学等への食育出前講座を行うとともに、企業 やマスメディアを活用した食育に関する普及啓発を行う。 ・県健康づくり食生活推進協議会に委託し、幼児・児童とそ の保護者に対して食育教室を行う。					
4	ふじのくに子育てじ まん発信事業	 ・県内の子育て支援情報を一元的に発信する子育て支援ポータルサイトにより、子育て家庭に有用な情報を発信することで、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進を図る。 ・また、市町、民間団体等が実施している多様な子育て支援の取組を発信し、子育て支援活動に取り組む者の意欲の高揚とこれらの取組への県民の参加促進を進め、県内における子育て支援活動の好循環を創出する。 					
5	思春期の健康支援対 策	・思春期における不適切な性行動、喫煙や薬物乱用は健康阻害をもたらすため、教育委員会やNPO法人と協働し、学校での教育を充実するとともに、学校以外の場所においても性やタバコ等に関する相談を助産師・保健師及び思春期の若者と同世代のカウンセラーが受付け、思春期の健康阻害の予防を図る。					

6	放課後児童支援員等資質向上研修事業	・放課後児童クラブ従事者の資質を向上するための研修を実施することにより、子どもが放課後を安心して生活できる場の整備を促進する。
7	児童館長・児童厚生 員研修	・児童館長及び児童厚生員の資質向上のため研修会を開催し、 児童館活動の活性化を図る。
8	保育対策等促進事業費助成	・子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の 子育て支援事業等の利用について情報収集を行うととも に、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を 行い、関係機関等との連絡調整等を実施する。
9	家庭支援電話相談 (子ども・家庭 110 番)等事業	・子どもや保護者等からの電話による相談に対し、専門的な 指導助言を行うとともに、家庭支援推進に必要な関係機関 との連絡調整等を行うなど、総合的な相談支援体制の確立 を図る。
10	児童相談所活動推進	・県が設置する5箇所の児童相談所において、児童の福祉に 関する各種相談援助活動を実施する。
11	私立幼稚園経常費助成	・教員の資質向上や幼少・幼幼連携など特色ある教育活動への支援を行う。
12	私立幼稚園子育て支 援事業費助成	・私立幼稚園が実施する子育て支援事業に対して助成し、地域における子育て支援機能を強化する。
13	シニア世代と子ども との共通体験の機会 創出	・高齢者が人生の中で培った豊かな知識や経験、知恵を子育 て家庭の支援に役立てるため、シニアクラブを中心に、団 塊の世代など、その特技や技術を活かした子育て支援活動 に関わる担い手を掘り起こし、地域における高齢者と子ど もの交流活動の定着を図る。
14	しずおか子育て優待 カード事業の推進	・県と市町が協働して取り組んでいる事業であり、18 歳未満の子どもを同伴した保護者又は妊娠中の方が、優待カードを協賛店舗・協賛施設で提示すると、店舗・施設ごとに決められた「応援サービス」を受けることができる。 ・「応援サービス」は、協賛店舗・施設の負担によるもので、しずおか子育て優待カード事業は、協賛店舗・施設の協力により支えられている。 ・平成28年4月からは、他都道府県の協賛店舗で利用ができる全国共通展開に参加している。

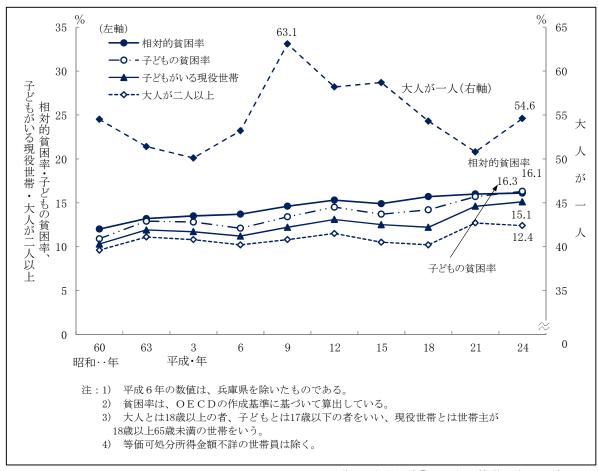
3 本県のコミュニティ・スクール導入促進に関する経緯

年月	内容
平成26年6月	「地域とともにある学校づくり」検討委員会を設置(矢野弘典委員長)
平成 27 年 3 月	「地域とともにある学校づくり」検討委員会が、「地域とともにある学校づくりに向けての提言」を知事に報告 【概要】 ・コミュニティ・スクールの導入促進 ・人材バンクの構築 ・部活動の地域化 ・「しずおか型」コミュニティ・スクールの検討 など
平成27年5月	しずおか型コミュニティ・スクール推進会議を設置
平成 28 年 3 月	しずおか型コミュニティ・スクール推進会議が、報告書を教育長に提出 【概要】 ・「しずおか型」コミュニティ・スクールの提示 ①学校経営構想(グランドデザイン)において地域との連携・協働を明記 ②地域固有の資源の活用とバランスの取れた「有徳の人」の育成を志向 ③保護者・地域住民による学校運営への「実質的な」参画 ・学校運営協議会委員、学校関係者、保護者等に対する研修の充実・県内の各実践の情報共有 ・各市町教育委員会への支援 など

2 子供の貧困、いじめへの対応

(1) 論点に関する基礎資料

1 貧困率の年次推移(全国)



出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成25年)

※相対的貧困率

貧困線を下回る等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)しか得ていない者の割合

※貧困線

等価可処分所得の中央値の半分の額

※子どもの貧困率

子ども(17歳以下の者)全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合

※子どもがいる現役世帯の貧困率

子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合

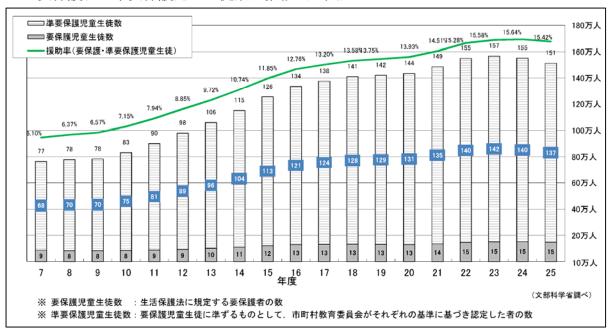
※大人が一人の世帯の貧困率

子どもがいる現役世帯のうち大人(18歳以上の者)が一人の世帯に属する世帯員全体に占める、当価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合

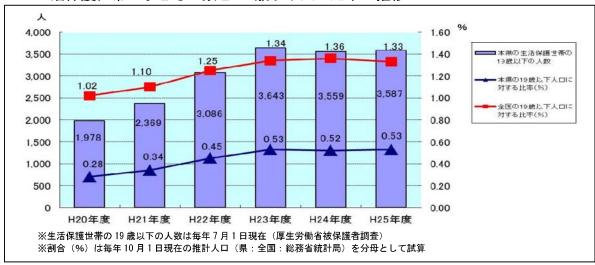
※大人が二人以上の世帯の貧困率

子どもがいる現役世帯のうち大人が二人以上の世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合

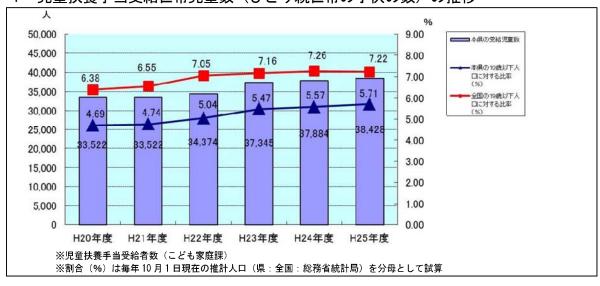
2 要保護及び準要保護児童生徒数の推移(全国)



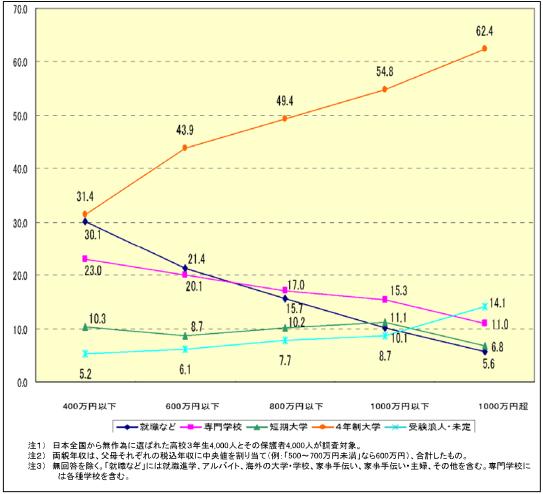
3 生活保護世帯の子どもの数と 19 歳以下人口比率の推移



4 児童扶養手当受給世帯児童数(ひとり親世帯の子供の数)の推移



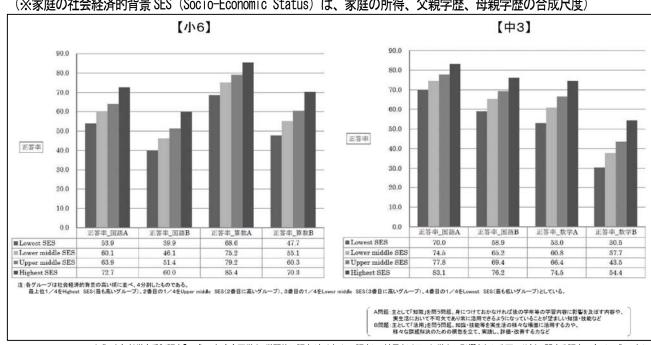
高校卒業後の予定進路(両親年収別)(全国) 5



出典:東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査 第1次報告書」(平成19年) 教育再生実行会議第九次提言参考資料より

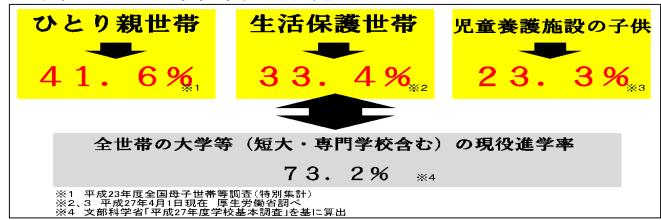
家庭の社会経済的背景(SES)と各正答率(全国)

(※家庭の社会経済的背景 SES (Socio-Economic Status) は、家庭の所得、父親学歴、母親学歴の合成尺度)



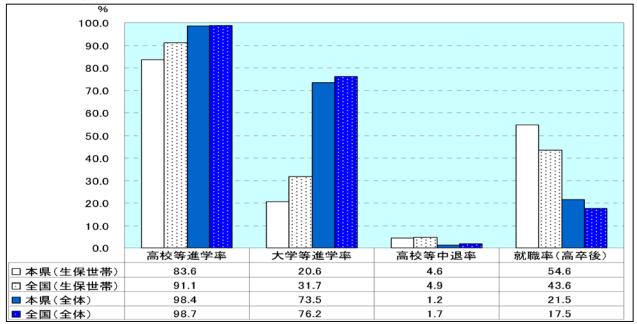
出典:文部科学省委託調査「平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」(平成26年) 教育再生実行会議第九次提言参考資料より

世帯タイプによる大学等進学率の差(全国)



出典:教育再生実行会議第九次提言参考資料より

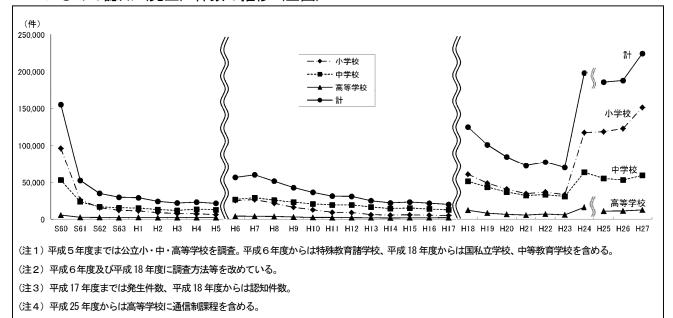
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率、中退率、就職率



※生活保護世帯の状況(地域福祉課)

- ※高校等進学率は、中学校卒業者のうち、翌年度に高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学した者の割合 ※大学等進学率は、高等学校等卒業者のうち、翌年度に大学、短期大学、専修学校(専門課程、一般課程)に進学した者の割合 ※本県および全国における数値は「平成 26 年度学校基本調査」、「平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関
- する調査」(文部科学省)の数値から算出
- ※数値は平成 26 年 4 月 1 日時点

いじめの認知(発生)件数の推移(全国)



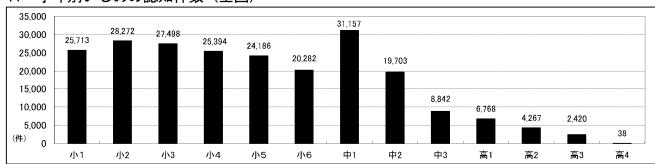
出典: 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成27年)

10 いじめの認知件数 (平成 27 年度)

校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	1,000 人 当たりの 認知件数
静岡県	3, 373	2, 113	125	18	5, 629	13. 7
全国	151, 190	59, 422	12, 654	1, 274	224, 540	16. 4

出典: 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成27年)

11 学年別いじめの認知件数(全国)



出典: 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成27年)

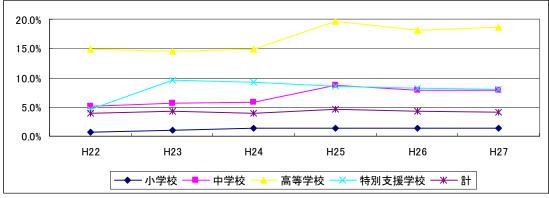
12 いじめの態様 (全国)

		小与	学校	中等		高等		特別支援学校		計 (4.00)	
区分		件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
	国立	485	63.6	291	66.6	11	91.7	13	50.0	800	64.7
冷やかしやからかい、悪口や脅し	公立	92.949	62.2	38.317	67.3	6.097	62.8	719	57.8	138.082	63.5
文句、嫌なことを言われる。	私立	592	64.9	1,379	67.8	1,656	56.6	1	25.0	3,628	61.7
	ā÷	94,026	62.2	39,987	67.3	7,764	61.4	733	57.5	142,510	63.5
	国立	124	16.3	122	27.9	1	8.3	0	0.0	247	20.0
仲間はずれ、集団による無視をさ	公立	28,021	18.7	8,530	15.0	1,460	15.0	131	10.5	38,142	17.8
れる。	私立	259	28.4	446	21.9	499	17.0	1	25.0	1,205	20.5
	a +	28,404	18.8	9,098	15.3	1,960	15.5	132	10.4	39,594	17.6
	国立	131	17.2	75	17.2	2	16.7	12	46.2	220	17.8
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをし	公立	38,407	25.7	9,607	16.9	1,316	3.5	307	24.7	49,637	22.8
て叩かれたり、蹴られたりする。	私立	219	24.0	313	15.4	469	16.0	0	0.0	1,001	17.0
	計	38,757	25.6	9,995	16.8	1,787	14.1	319	25.0	50,858	22.6
	国立	24	3.1	24	5.5	1	8.3	1	3.8	50	4.0
ひどくぶつかられたり、 ^姉 かれたり、	公立	13,601	9.1	3,315	5.8	509	5.2	75	6.0	17,500	8.0
蹴られたりする。	私立	23	2.5	94	4.6	166	5.7	0	0.0	283	4.8
	計	13,648	9.0	3,433	5.8	676	5.3	76	6.0	17,833	7.9
	国立	11	1.4	6	1.4	1	8.3	0	0.0	18	1.5
A	公立	2,795	1.9	833	1.5	289	3.0	29	2.3	3,946	1.8
金品をたかられる。	私立	4	0.4	46	2.3	124	4.2	0	0.0	174	3.0
	計	2,810	1.9	885	1.5	414	3.3	29	2.3	4,138	1.8
	国立	50	6.6	21	4.8	2	16.7	0	0.0	73	5.9
金品を隠されたり、盗まれたり、壊	公立	10,145	6.8	3,560	6.3	591	6.1	78	6.3	14,374	6.6
されたり、捨てられたりする。	私立	58	6.4	170	8.4	176	6.0	0	0.0	404	6.9
	計	10,253	6.8	3,751	6.3	769	6.1	78	6.1	14,851	6.6
	国立	33	4.3	25	5.7	1	8.3	0	0.0	59	4.8
嫌なことや恥ずかしいこと、危険な	公立	12,173	8.1	4,023	7.1	730	7.5	107	8.6	17,033	7.8
ことをされたり、させられたりする。	私立	34	3.7	145	7.1	234	8.0	1	25.0	414	7.0
	ā+	12,240	8.1	4,193	7.1	965	7.6	108	8.5	17,506	7.8
	国立	3	0.4	48	11.0	2	16.7	0	0.0	53	4.3
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・	公立	2,063	1.4	4,293	7.5	1,807	18.6	103	8.3	8,266	3.8
中傷や嫌なことをされる。	私立	6	0.7	267	13.1	557	19.0	0	0.0	830	14.1
	2 +	2,072	1.4	4,608	7.8	2,366	18.7	103	8.1	9,149	4.1
	国立	33	4.3	6	1.4	0	0.0	1	3.8	40	3.2
	公立	6,620	4.4	1,834	3.2	463	4.8	61	4.9	8,978	4.1
その他	私立	39	4.3	67	3.3	106	3.6	1	25.0	213	3.6
	計	6,692	4.4	1,907	3.2	569	4.5	63	4.9	9,231	4.1
	国立	762		437		12		26		1.237	
認知件数	公立	149,516		56,952		9,714		1,244		217,426	
Market Print 1 1 Japan	私立	912		2,033 59,422		2,928 12,654		1,274		5,877 224,540	

(注2)構成比は、各区分における認知件数に対する割合。

出典: 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成27年)

13 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされた割合の推移(全国) 認業経体対る計



出典:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

14 いじめの発見のきっかけ(全国)

			小学校		中等	学校	高等学校		特別支援学校		計	
	区分		件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
		国立	507	66.5	260	59.5	4	33.3	21	80.8	792	64.0
学校の教	対職員等が発見	公立	104,331	69.8	32,839	57.7	6,685	68.8	811	65.2	144,666	66.5
(A)		私立	433	47.5	1,087	53.5	1,797	61.4	2	50.0	3,319	56.5
		計	105,271	69.6	34,186	57.5	8,486	67.1	834	65.5	148,777	66.3
		国立	69	9.1	59	13.5	0	0.0	9	34.6	137	11.1
	(1)学級担任が発見	公立	18,604	12.4	6,228	10.9	643	6.6	228	18.3	25,703	11.8
(1		私立	106	11.6	279	13.7	292	10.0	1	25.0	678	11.5
		計	18,779	12.4	6,566	11.0	935	7.4	238	18.7	26,518	11.8
		国立	4	0.5	16	3.7	0	0.0	0	0.0	20	1.6
(2	2)学級担任以外の教職員が発見	公立	1,891	1.3	2,910	5.1	382	3.9	79	6.4	5,262	2.4
	養護教諭, スクールカウンセラー	私立	11	1.2	69	3.4	115	3.9	1	25.0	196	3.3
等	の相談員を除く)			1.3		5.0	497	3.9	80	6.3		
<u> </u>		計	1,906		2,995						5,478	2.4
		国立	0	0.0	8	1.8	0	0.0	1	3.8	9	0.7
(3	3)養護教諭が発見	公立	435	0.3	399	0.7	70	0.7	4	0.3	908	0.4
		私立	6	0.7	7	0.3	14	0.5	0	0.0	27	0.5
		計	441	0.3	414	0.7	84	0.7	5	0.4	944	0.4
		国立	0	0.0	2	0.5	0	0.0	0	0.0	2	0.2
(4	1)スクールカウンセラー等の相談	公立	271	0.2	142	0.2	12	0.1	0	0.0	425	0.2
員	が発見	私立	4	0.4	11	0.5	4	0.1	0	0.0	19	0.3
		計	275	0.2	155	0.3	16	0.1	0	0.0	446	0.2
<u> </u>		国立	434	57.0	175	40.0	4	33.3	11	42.3	624	50.4
/-	 5)アンケート調査など学校の取	公立	83,130	55.6	23,160	40.7	5,578	57.4	500	40.2	112,368	51.7
	のアンケート調査など子校の取 により発見	私立	306	33.6	721	35.5	1,372	46.9	0	0.0	2.399	40.8
"11	1100 73030						,					
		計	83,870	55.5	24,056	40.5	6,954	55.0	511	40.1	115,391	51.4
		国立	255	33.5	177	40.5	8	66.7	5	19.2	445	36.0
	対職員以外からの情報により発見┃	公立	45,185	30.2	24,113	42.3	3,029	31.2	433	34.8	72,760	33.5
(B)	3)	私立	479	52.5	946	46.5	1,131	38.6	2	50.0	2,558	43.5
_		計	45,919	30.4	25,236	42.5	4,168	32.9	440	34.5	75,763	33.7
		国立	86	11.3	87	19.9	5	41.7	2	7.7	180	14.6
100	(6)本人からの訴え	公立	22,474	15.0	12,510	22.0	1,882	19.4	264	21.2	37,130	17.1
1(6))本人からの訴え	私立	199	21.8	469	23.1	681	23.3	1	25.0	1,350	23.0
		計	22,759	15.1	13,066	22.0	2,568	20.3	267	21.0	38,660	17.2
		国立	127	16.7	64	14.6	3	25.0	3	11.5	197	15.9
	7) 坐禁児舎仕往(木)) の児護者	公立	15,822	10.6	7,543	13.2	609	6.3	92	7.4	24.066	11.1
	(7)当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	私立		26.1	319	15.7	244	8.3	1	25.0	802	
"	-302 1942		238									13.6
<u> </u>		計	16,187	10.7	7,926	13.3	856	6.8	96	7.5	25,065	11.2
		国立	32	4.2	20	4.6	0	0.0	0	0.0	52	4.2
	3)児童生徒(本人を除く)からの	公立	3,967	2.7	2,550	4.5	365	3.8	42	3.4	6,924	3.2
情	報	私立	22	2.4	94	4.6	137	4.7	0	0.0	253	4.3
		計	4,021	2.7	2,664	4.5	502	4.0	42	3.3	7,229	3.2
		国立	10	1.3	6	1.4	0	0.0	0	0.0	16	1.3
(9	9)保護者(本人の保護者を除く)	公立	2,454	1.6	1,215	2.1	116	1.2	21	1.7	7,229 16	1.8
	らの情報	私立	20	2.2	57	2.8	53	1.8	0	0.0	130	2.2
	ľ	計	2,484	1.6	1,278	2.2	169	1.3	21	1.6	3,952	1.8
\vdash		国立	2,404	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0,332	0.0
	ŀ	公立	140	0.0	93	0.0	9	0.0	3	0.0	245	0.0
(1	10)地域の住民からの情報											
		私立	0	0.0	2	0.1	2	0.1	0	0.0	4	0.1
\vdash		計	140	0.1	95	0.2	11	0.1	3	0.2	249	0.1
	[国立	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	1)学校以外の関係機関(相談	公立	256	0.2	130	0.2	33	0.3	7	0.6	426	0.2
機	関等含む)からの情報	私立	0	0.0	3	0.1	10	0.3	0	0.0	13	0.2
		計	256	0.2	133	0.2	43	0.3	7	0.5	439	0.2
		国立	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
(1	12)その他	公立	72	0.0	72	0.1	15	0.2	4	0.3	163	0.1
	匿名による投書など)	私立	0	0.0	2	0.1	4	0.1	0	0.0	6	0.1
`"		計	72	0.0	74	0.1	19	0.1	4	0.0	169	
												0.1
	<u>_,</u>	国立	762	100.0	437	100.0	12	100.0	26	100.0	1,237	100.0
		公立	149,516	100.0	56,952	100.0	9,714	100.0	1,244	100.0	217,426	100.0
	計 (O)											
	計 (C)	私立計	912	100.0	2,033	100.0	2,928	100.0	4	100.0	5,877	100.0

⁽注1)「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても該当するものを一つ選択している。

出典: 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成27年)

⁽注2) 構成比は、国公私立それぞれの「計(C)」における割合。(1)から(5)の構成比の合計は(A)の構成比に等しい。、(B)と(6)から(12)も同様。

15 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置状況(県内)

種類	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
	242	! 名	23 名	9名
スクールカウンセラー	全 320 校 ^{※I} を担当	全 172 校 ^{※1} を担当	拠点校 20 校、 重点巡回校 6 校 に配置 ^{※2}	全 38 教場 を担当
	(勤務時間) 週 29 時間		(勤務時間) 週 4 時間/人	(勤務時間) 週 6 時間/人
	33	名	7名	
スクールソーシャル ワーカー	全市町*	紅に配置	4名を拠点校2校 に各2名配置 ^{※2} 3名を静岡中央高 校に配置 ^{※3}	配置なし
	(勤務時間) 週 6~12	時間/人	(勤務時間) 週 12 時間/人 (拠点校のみ)	

- ※1 政令市を除く
- ※2 拠点校等に配置し、近隣又は担当学区内の学校の要請に応じて派遣 (県内の高等学校数…全日制88校、分校3校、学年制定時制17校、単位制定時制3校、通信1校)
- ※3 国の調査研究事業により配置

〇スクールカウンセラー

- ・児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)
- ・児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等 の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを実施している。

〇スクールソーシャルワーカー

- ・教育と福祉の分野において、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)
- ・問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童が置かれた環境(家庭等)へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っている。

2 子供の貧困、いじめへの対応

(2) 県の取組事例

1 教育委員会の取組事例

	項目	内容
1	不登校、いじめ、非 行等の問題行動の未 然防止と対応のため の支援	・不登校、いじめ、非行等の問題行動を未然防止するため、 人間関係づくりプログラムの活用の推進を図るとともに、 国立教育政策研究所の指定を受けて実施している「魅力あ る学校づくり調査研究事業」の成果の普及に努めている。
2	スクールカウンセラ ーやスクールソーシ ャルワーカーの活用	・全公立小、中学校にスクールカウンセラーを計画的に配置し、その専門性を生かし、学校における教育相談機能を高め、いじめや不登校など問題行動等の未然防止や早期発見、早期対応を図っている。 ・教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題の解決に取り組んでいる。 ・高等学校においては、不登校の生徒をはじめとする悩みを抱える生徒や、教職員、保護者の相談等に対応するため、拠点校にスクールカウンセラーを配置し、要請により近隣校にも対応する。また、必要に応じて最寄りの中学校に派遣されたスクールカウンセラーとの連携を図る。さらに、拠点校にスクールカウンセラーとの連携を図る。・特別支援学校においては、平成27年度から拠点校にスクールカウンセラーを配置し、全特別支援学校の児童生徒や保護者に対応する相談機能を高め、いじめの未然防止、早期発見を図っている。
3	いじめ防止対策推進 法への対応	 ・すべての公立小中学校において、「学校いじめ防止基本方針」を策定している。 ・市町における「いじめ防止基本方針」の策定、「いじめ問題対策連絡協議会」「重大事態へ対応する教育委員会の附属機関」「重大事態へ対応する首長の附属機関」の設置は努力規定であるが、県教育委員会として設置を推進している。 ・すべての県立高校において、「学校いじめ防止基本方針」を策定している。 ・すべての県立高校において、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を設置している。

4	スクールネットパト ロール事業	・インターネットを通じて行われるいじめ問題等に対応するため、主に下記の業務を委託実施する。・インターネットサイト上等における生徒の書き込みについて監視調査を行い、不適切な書き込み等の削除を依頼する。・教員に対して研修会等を開催し、インターネットを通じて行われるいじめ問題等への理解を深めている。
5	困難を有する子ど も、若者の支援体制 の整備	・経済的に就学が困難な高校生に対し、授業料に充てるため の高等学校就学支援金や返済不要の奨学給付金を給付する ことにより、高等学校における教育に係る経済的負担の軽 減を図る。また、生徒の基礎学力の定着及び学習意欲の向 上並びに就学の継続を図るため、補習等のための指導員派 遣事業により、外部支援員を派遣し、高等学校の教育活動 全般を支援する。

2 知事部局の取組事例

	項目	内容
1	生活困窮世帯学習支 援事業	・原則として、生活困窮世帯の小学4年生から6年生及び中学生を対象に県内10箇所で通所型の学習支援教室を開催し、宿題等のサポート、学力の定着支援等を行う。
2	生活困窮世帯自立促 進学習支援事業	・原則として、生活困窮世帯の小学4年生から6年生及び中学生を対象に県内2箇所で合宿型の学習支援教室を開催し、学習意欲の向上や自立心の育成を図るプログラムなどを実施する。
3	児童扶養手当の給付	・ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の健全育 成を図るため、児童扶養手当を給付する。
4	母子家庭等医療費助 成	・ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費における自己負担分の助成に市町とともに取り組む。
5	母子父子寡婦福祉資 金の貸付	・ひとり親家庭や低所得世帯の子どもが経済的な理由で進学 をあきらめることのないように、無利子で就学するための 費用の貸付を行う。
6	ひとり親家庭就学支 援事業	・児童扶養手当対象児童が小学校に入学する際にランドセル 等の購入費用の一部を助成する。
7	ひとり親家庭日常生 活支援事業	・放課後児童クラブ終了後の子どもの居場所を提供し、学習 支援、調理実習、食事の提供等を行う。
8	施設で暮らすこどもの 大学等就学支援事業	・施設や里親のもとで暮らす子どもが大学等に進学後、措置 の切れる 20 歳から卒業までの間、就学を支援する。
9	児童相談所の設置、 運営	・児童相談所を設置し、子どもの障害やしつけ、いじめについての相談など、18歳未満の子どもの様々な問題について、相談に対応している。

10	高等学校等就学支援 金	・高等学校等に在学し、一定の受給資格を満たす生徒の授業料 に充てるため、学校設置者に対して就学支援金を支給する。
11	私立高等学校等奨学 給付金助成	・私立高等学校等に在学する高校生等がいる一定の所得以下 の世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費(修学旅 行相当費、教科書費、教材費、学用品費等)を支援する。

3 本県の子供の貧困対策に関する経緯

年月	内容
平成 26 年 1 月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行 【概要】 ・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、 就労の支援、経済的支援等の施策を国や地方公共団体等の密接な連 携の下、総合的に推進する
平成26年8月	「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定
平成27年8月	静岡県子どもの貧困対策推進本部会、子ども・子育て支援部会を開催
平成 27 年 12 月	計画(案)について、県民意見募集(パブリックコメント)を実施
平成 28 年 3 月	静岡県子どもの貧困対策推進本部会、子ども・子育て支援部会を開催 「静岡県子どもの貧困対策計画」を策定

4 本県のいじめ防止対策に関する経緯

年月	内容
平成25年1月	静岡県・市町教育委員会代表者会が「静岡県いじめ対応マニュアル」 を作成
平成 25 年 9 月	「いじめ防止対策推進法」が施行 【概要】 ・いじめの禁止 ・国及び学校に「いじめ防止基本方針」の策定を義務付け (地方公共団体は努力義務) ・地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、 児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される「いじ め問題対策連絡協議会」の設置が可能 ・学校の設置者、学校、地方公共団体の長等が講ずべき施策を規定
平成26年3月	「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定
平成26年4月	「いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置 条例」及び「静岡県いじめ調査委員会条例」が施行
平成26年8月	第1回静岡県いじめ問題対策連絡協議会を開催
平成26年9月	第1回静岡県いじめ問題対策本部会議を開催
平成 28 年 10 月	県議会子どもいじめ防止条例案検討委員会が、「静岡県子どもいじめ防止条例(案)」について、県民意見募集(パブリックコメント)を実施

3 出典一覧

1 県の調査

(1) 幼児期における家庭教育実態調査

調査対象	県内の幼稚園・保育園等に通う4歳児の保護者
調査時期	平成 25 年 2 月
調査方法	各幼稚園・保育園等を通じて調査
調査結果	標本数 2,624、有効回収数 2,310、有効回答率 88.0%

(2) 学校対象調査

調査対象	学 校: 県内全ての県立学校及び市町立学校・市町立幼稚園(政令市除く)
	教 職 員:抽出校の全ての教職員
	児童生徒:抽出校の全ての小学5年生、中学2年生、高校2年生、特別支援
	学校児童生徒
	※抽出校:小・中学校の15%程度の学校、高等学校の25%程度、特別支援学
	校の 30%程度
調査時期	毎年2月~3月
調査方法	各学校等に調査票を送付し、記入された調査票を回収
調査結果	回収率 100%

(3) 県政世論調査

調査対象	県内在住の満 20 歳以上の男女個人
調査時期	毎年6月
調査方法	郵送法
調査結果	調査数 4,000、有効回収数 2,370、回収率 59.3%

2 国等の調査

(1) 国民生活基礎調査(厚生労働省)

調査対象	全国の世帯及び世帯員
調査時期	大規模調査:3年ごとに実施(6、7月)
	簡 易 調 査:大規模調査を実施しない年に実施(6、7月)
調査方法	調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収
調査結果	平成 25 年大規模調査
	世帯票・健康票:調査数 295, 367 世帯、集計数 234, 383 世帯
	所得票・貯蓄票:調査数 36, 419 世帯、集計数 26, 387 世帯
	介護票:調査数7,270人、集計数6,342人
	平成 27 年簡易調査
	世帯票:調査数 59, 425 世帯、集計数 46, 634 世帯
	所得票:調查数9,036世帯、集計数6,706世帯

(2) 国勢調査(総務省)

調査対象	日本に居住している全ての人及び世帯
調査時期	5年ごとに実施(10月)
調査方法	①調査員が担当する地域の全ての世帯にインターネット回答の利用案内を配
	布し、世帯は定められた期間にインターネット回答を行う。
	②その後、調査員はインターネット回答のなかった世帯に調査票等を配布し、
	世帯は記入した調査票をそのまま調査員等に提出するか、又は郵送により
	提出することにより回答を行う。
	・ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなか
	った世帯については、調査員が当該世帯について、「氏名」、「男女の別」、
	及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することによ
	り調査。

(3) 家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究(文部科学省委託調査)

調査対象	0 歳~18 歳の子どもを持つ 20 歳~54 歳の父母 3,000 人
調査時期	平成 20 年度

(4) 子どもの生活習慣づくりに関する家庭や企業の認識度及び課題分析調査(文部科学省委託調査)

調査対象	18 歳以下の子どもを有する保護者
調査時期	平成22年9月
調査方法	インターネットによるアンケート調査
調査結果	回収数 3, 416

(5) 教育・生涯学習に関する世論調査(内閣府)

調査対象	20歳以上の日本国籍を有する者
調査時期	平成 27 年 12 月
調査方法	調査員による個別面接聴取法
調査結果	標本数 3,000、有効回収数 1,653、有効回収率 55.1%

(6) 都市と地方における子育て環境に関する調査(内閣府)

調査対象	以下の条件を満たす夫婦
	a 子どもを持つ夫婦
	b 妻の年齢: 20~49歳
	c 第1子の年齢:0歳~18歳
調査時期	平成 23 年 11 月
調査方法	インターネットによるアンケート調査
調査結果	回収数 夫婦 12, 289 組

(7) 全国学力・学習状況調査(文部科学省)

調査対象	①小学校、特別支援学校小学部
	第6学年(H28 1,034,957人)
	②中学校、中等教育学校、特別支援学校中学部
	第3学年(H28 1,038,129人)
調査時期	毎年4月
調査方法	悉皆調査
調査結果	回収率 100%

(8) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(文部科学省)

調査対象	①小学校、特別支援学校小学部
	第 5 学年(参加学校数 20, 477 校(参加率 98. 8%))
	②中学校、中等教育学校、特別支援学校中学部
	第 2 学年(参加学校数 10,578 校(参加率 96.6%))
調査時期	毎年4月~7月
調査方法	悉皆調査
調査結果	回収率 100%

(9) 家族と地域における子育てに関する意識調査(内閣府)

調査対象	20 歳~79 歳の男女
調査時期	平成 25 年 10 月~11 月
調査方法	調査員による個別面接聴取
調査結果	標本数 3,000、有効回収数 1,639、有効回収率 54.6%

(10)地域の教育力に関する実態調査(文部科学省委託調査)

調査対象	全国から選定した 10 自治体の小・中学生とその保護者
調査時期	平成17年10月~11月
調査方法	選定した10自治体内の公立小・中学校において、それぞれ約200名、100名
	の児童・生徒(小学校2・5年生、中学校2年生)にアンケートを配布
調査結果	子ども 配布数 3, 210、回収数 2, 953、回収率 92.0%
	保護者 配布数 3, 193、回収数 2, 888、回収率 90. 4%

(11) 高校生の進路追跡調査 第1次報告書(東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター)

調査対象	日本全国から無作為に選ばれた 4,000 人の高校 3 年生(男女各 2,000 人)と
	その保護者 4,000 人
調査時期	第1回 平成17年11月、第2回 平成18年3月、第3回 平成18年11月
調査方法	第1回 訪問留置法、第2回 郵送法(電話も併用)、第3回 郵送法
調査結果	回収数:第1回 4,000、第2回 3,493、第3回 2,906

(12) 平成 25 年度全国学力・学習状況調査 (きめ細かい調査) の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究 (文部科学省委託調査)

調査対象	平成25年度全国学力・学習状況調査で調査当日に調査を実施した学校の回答
	児童・生徒の保護者から標本を抽出
調査時期	平成25年5月~6月
調査方法	抽出した保護者にアンケートを配布
調査結果	小学校:抽出数16,908、有効回答数14,383、有効回答率85.1%
	中学校:抽出数30,054、有効回答数25,598、有効回答率85.2%

(13) 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)

調査対象	国公私立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、市区町
	村教育委員会、都道府県教育委員会
調査時期	毎年
調査方法	悉皆調査
調査結果	回収率 100%